

平成 20 年 11 月 20 日

再生債権者 各位

再生債務者 リーマン・ブラザーズ証券株式会社  
再生債務者 リーマン・ブラザーズ・  
ホールディングス株式会社  
再生債務者 リーマン・ブラザーズ・  
コマーシャル・モーゲージ株式会社  
再生債務者 サンライズファイナンス株式会社

## 認否結果のご通知について

冠省

上記再生債務者 4 社（以下「再生債務者ら」といいます）は、平成 20 年 11 月 18 日付けで、再生債務者らについての各再生手続開始申立事件（東京地方裁判所平成 20 年（再）第 205 号ないし第 208 号）において、民事再生法 101 条規定の認否書を東京地方裁判所に提出いたしました。

上記認否書に記載した内容（届出のあった再生債権の内容及び議決権について、当社が調査した結果を記載したもの）のうち、再生債権者ご自身の届出にかかる再生債権の認否結果につきましては、一般調査期間（平成 20 年 11 月 25 日から平成 20 年 12 月 2 日まで）中を目途に、再生債務者らから郵送によりご通知差し上げる予定です。よって、ご自身の届出にかかる再生債権の認否結果の確認に関しましては、認否書の閲覧のために下記閲覧場所にお越しになる必要は特にごさいません。

ちなみに、上記通知中の「認否の結果」において当社が認めないとした方で、認めない理由が「確認中」となっている方につきましては、12 月中旬までを目途に調査を継続し、届出債権の内容及び議決権について確認ができた場合には、認否の結果を「認める」と変更し、その旨をご通知差し上げる予定ですのでご理解ください（詳細は対象者宛の認否結果通知書中に記載して再度お知らせいたします）。

なお、上記のとおり認否結果の通知があることを前提として、更に認否書の閲覧をも希望される方は、上記一般調査期間内の、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日午前 10 時から午後 3 時までの間に、下記の申立代理人事務所において閲覧が可能（ただし、可能なのは閲覧のみで謄写は不可）ですので、再生債権者であることを証する書類等（法人の従業員の方は社員証（名刺は不可）、個人の方及び法人代表者の方は運転免許証やパスポートなどの身分証明書）をご持参の上、下記閲覧場所にお越しくください。

草々

### 【閲覧場所】

弁護士法人大江橋法律事務所 東京事務所  
（東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 1 号 岸本ビルディング 2 階）

### 【問合せ先】

再生債務者ら代理人弁護士 山口 拓 郎  
電話 03-5224-5981（直通）／ FAX 03-5224-5565（代表）